

確 認 書

(以下の□に✓を入れ、署名をしてください)

- 本事業で支援を受けた水田については、令和5年7月1日付けで水田活用の直接支払交付金対象面積から除外されることについて了承します。

- 取組を実施しても、採択審査の結果、助成対象とならない場合があることについて了承します。

- 賃借地の場合、地権者から交付対象外水田となることの同意がない場合、助成対象とならない場合があることについて了承します。

- 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を令和6年度から5年間保管し、地域農業再生協議会や地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - ・本計画書に基づく内容において、虚偽の申請をしたことが判明した場合
 - ・正当な理由なく、本計画書に記載した対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - ・本計画書に記載した対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - ・必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - ・地域農業再生協議会等による適正な事業執行等のための調査に応じない場合

上記確認内容に同意すること、助成対象となった場合には、確実に取組を実施するとともに、取組の結果報告を行うことを誓約します。

令和 年 月 日 氏名